

# 共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組み

---

- ① オンライン化に向けた進捗
- ② 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化について

2022年12月

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
共済事業推進部

# 共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組み

---

## 1 オンライン化に向けた進捗

- (1) 2つの共済制度の概要とシステム刷新の背景
- (2) オンライン化の目的と下支えするための施策
- (3) 共済システム再構築プロジェクトの全体計画と業務変更概要
- (4) オンライン利用率引き上げの基本計画について

## 2 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化について

- (1) 小規模企業共済契約者貸付の現状と課題
- (2) 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化と手続きの変更
- (3) オンライン化に伴う主な変更点の比較

# (1) 2つの共済制度の概要とシステム刷新の背景

## 【2つの共済制度】

「小規模企業共済制度」は、小規模企業者の退職金制度として認知され、150万人のお客様が加入している共済制度です。

年間10万人以上の方が新規に加入され、加入・保全・貸付・給付という業務処理は年間約170万件あり、併せて約10兆円の資産運用を実施しています。

「中小企業倒産防止共済制度」は、取り引き先の倒産など、もしもの時の資金調達手段となる共済制度です。

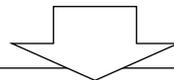
コロナ禍等経営環境が不透明なことや税制上の恩典から、新規加入は年々増加し足下で6万社を超え、54万社のお客様が加入されています。加入・保全・貸付・債権管理・解約という業務処理は年間約92万件あり、約2兆円の債券運用を実施しています。

## 【課題】

国としてデジタル社会の実現を目指す中、両共済制度に係る各種手続きは、直接取扱い窓口にお越しいただき紙で申請いただくことを前提としたものであり、また手続きによっては月単位での時間を要するなど、手続きのオンライン化をはじめとするデジタル化に向けた改善余地が大きい状況です。

## 【現在の取組み】

これらの課題認識のもと、現在、中小機構では掛金請求収納サイクルの早期化や大量一括処理から1件処理への変更等、BPRを基礎とした両共済制度の業務・システムの刷新を進めています。



**中小機構は、2つの共済制度において「いつでも」「どこでも」「スピーディ」なサービスを提供します。**

## (2) オンライン化の目的と下支えするための施策

お客様に利便性向上を直接感じていただく（いつでも・どこでも・スピーディ）

効果

1

時間と場所を選ばないサービスの提供（いつでも・どこでも）

お客様の利便性向上を第一として、お客様ポータルの開設やスマートフォンでの手続き等、お客様に直接感じていただけるメリットを提供します。

効果

2

お客様手続きのリードタイムを短縮化（スピーディ）

お問い合わせの多い掛金収納サイクルを短縮化するなど、わかりやすい共済制度に変わります。

### お客様の利便性向上を下支えする施策

施策

1

より効率的な業務への変革

オンライン化実現のために業務フローを変更。同時に事務処理の迅速化、効率化を図ります。

施策

2

事業継続性の強化

災害に強い強靱なシステムを構築し、緊急時のサービス停止リスクを低減します。

施策

3

セキュリティの強化

セキュリティ対策を強化し、安心して利用できるサービスを提供します。

# (3) 共済システム再構築プロジェクトの全体計画と業務変更概要

◆ システム刷新により全ての申請手続きについてオンライン対応化し、委託機関を介さないサービスを提供。各種事務の自動化を実現する。

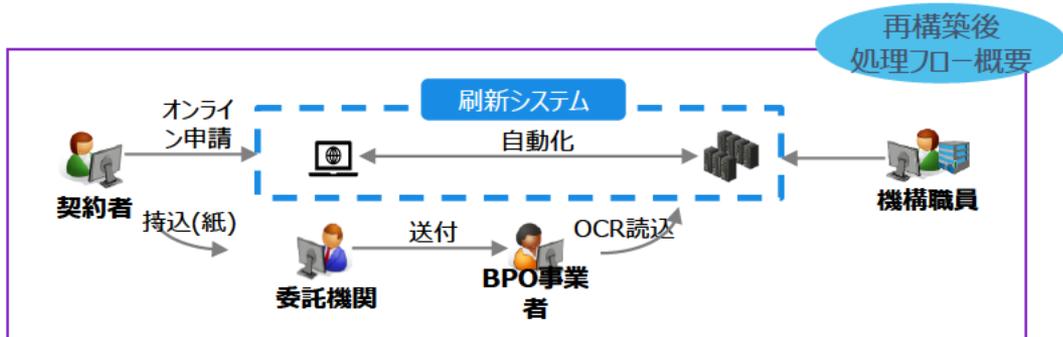
オンライン利用率  
100%の実現

### 【システム刷新の主な効果】

- すべての手続きについて、委託機関窓口を介さないサービス提供を実現する。
- 手続きの自動化により業務削減を実現する。
- オープン技術の採用により制度変更や特例対応時のシステム改修が容易となる。

2025年

システム刷新  
(業務再構築)  
の完了

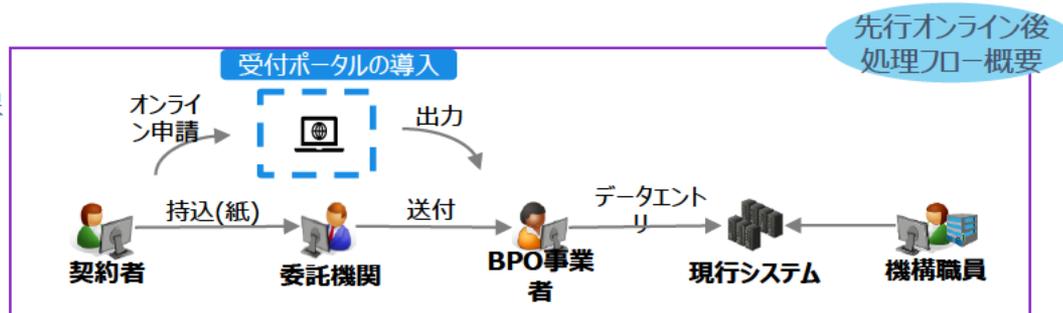


2023年

先行オンライン  
導入

### 【先行オンラインの主な効果】

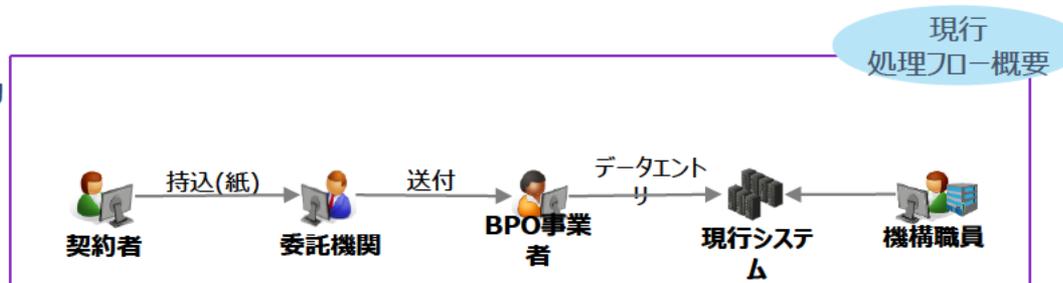
- 加入申込、口座振替、契約保全関連手続きのオンライン申請が可能となる。
- オンラインでの確定申告 (e-Tax連携) に対応。



現在

### 【現在の課題】

- レガシーシステムであり、継続的な保守が不可能。
- メンテナンス性が低く高コスト
- 契約者ニーズや政策要請に対応できない。
- オンライン化に対応できない。



## (4) オンライン利用率引上げの基本計画について①

### ・計画策定の経緯

令和2年10月12日に開催された、第1回デジタルガバメントワーキング・グループ（現デジタルワーキング・グループ）において、「個別分野におけるオンライン利用率の大胆な引上げ」の対象事業の一つに、中小企業倒産防止共済及び小規模企業共済制度が選定された。

経済産業省では、両共済制度に係る「オンライン利用率引上げの基本計画」を作成し、令和2年12月4日にホームページで公表。（最終更新 令和3年10月25日）

### ・利用者目線での第三者チェックについて

#### （「基本計画策定のための作業方針」Ⅱ基本計画の記載事項⑧より抜粋）

「各府省は、少なくとも年に1回、スコアカードとその他の取組の進捗状況を示す資料を第三者委員会や有識者・事業者団体に提示し、取組の妥当性・進捗度合等について、チェックを受ける。当該第三者等に提示した資料を含め第三者チェックの概要等については公表する。」

#### （「オンライン利用率引上げの基本計画」5. 6. より抜粋）

スコアカードについては、「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会の報告の中で公表する」としている。

利用者目線での第三者チェックの方法と時期については、「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会における計画の進捗に係る確認と公表。（毎年12月頃を想定）」としている。

## (4) オンライン利用率引上げの基本計画について②

- ・スコアカードには、基本計画に記載した取組対象手続のうち、**オンライン利用率目標**を設定した主要な手続きと**アクションプラン**について掲載。
- ・令和4年12月現在は、オンラインでできる手続きがないため、オンライン利用率は0%。
- ・オンライン利用率の20%達成を目標に掲げ、加入、保全関係手続きは令和5年度中、その他手続きは令和7年度中の達成を目指す。

### ●オンライン利用率の目標と達成状況

取組対象事業	手続名	オンライン利用率 (令和4年12月)	オンライン利用率目標	達成期限
小規模企業共済	加入・保全関係手続き (契約の申込み 他)	0%	20%	令和5年度中
	その他手続き (給付 他)	0%	20%	令和7年度中
中小企業倒産防 止共済	加入・保全関係手続き (契約の申込み 他)	0%	20%	令和5年度中
	その他手続き (解約 他)	0%	20%	令和7年度中

## (4) オンライン利用率引上げの基本計画について③

### ● アクションプランと取組み状況

#### アクションプランa オンライン化を実現するシステム開発並びに業務フローの見直し

- ・令和3年度までに全体計画、要件定義を実施済み。
- ・令和4年度は、「先行オンライン」と「システム刷新」のシステム開発に係る契約を締結し、開発に着手。
- ・手続きごとにプロジェクトチームを組成し、業務フローの検討、作業の進捗を確認。

#### アクションプランb 契約者へ郵送する各種通知にオンライン手続きの案内を封入し、周知を図る

- ・契約者へ送付する郵便物に手続きのオンライン化の案内を同封。（令和4年2月から4月）
- ・令和5年2月から4月にかけて送付する契約者宛ての郵便物に、より詳細な内容を同封予定。

#### アクションプランc 委託機関へオンライン手続きの周知を図り、契約者等への周知を依頼

- ・委託機関向けに四半期ごとに発行する「商工共済ニュース」に、2022年春号（令和4年3月25日発行）からオンライン化の記事を掲載、以降は内容を変えて継続して掲載。
- ・令和5年3月までに委託機関に向けてオンライン化の説明を実施予定。

#### アクションプランd 令和3年5月から共済契約者に対してwebでのアンケート調査を実施

- ・新規加入者向けに、オンライン手続きに関するWebアンケートを実施中。
- ・設計開始にあたりインタビュー形式のアンケートを実施し、UI（ユーザーインターフェース）の設計等に活用。

# 共済業務・システム刷新に向けた中小機構の取組み

---

## 1 オンライン化に向けた進捗

- (1) 2つの共済制度の概要とシステム刷新の背景
- (2) オンライン化の目的と下支えするための施策
- (3) 共済システム再構築プロジェクトの全体計画と業務変更概要
- (4) オンライン利用率引き上げの基本計画について

## 2 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化について

- (1) 小規模企業共済契約者貸付の現状と課題
- (2) 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化と手続きの変更
- (3) オンライン化に伴う主な変更点の比較

# 小規模企業共済契約者貸付の現状と課題

## 【現状①】

金融機関に貸付に係る業務全般を委託し、契約者が事前に登録した金融機関の窓口に出向き、借入申請、契約締結、借入及び借入金の償還を現金で行っている(代理貸付)。

課題①：代理店を通じた対面手続きに限定され、契約者からは、代理店である金融機関の窓口まで出向くことについて不便である旨の意見も多く、**非対面手続きのチャネル開設が要望されている。**

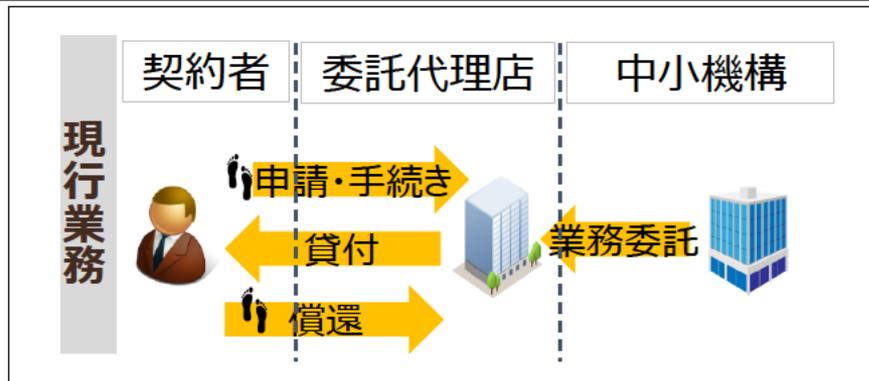
課題②：民間の保険会社などの多くが手続きのオンライン化に対応しているのに対して、本制度は対応できておらず、短期の事業資金等(事業資金、事業関連資金及び生活資金)を**簡便・迅速に融資することを目的とした制度趣旨にそぐわない運営状況となっている。**

## 【現状②】

制度利用者の約80～90%が期限一括償還の返済方法で、1年ごとに金銭消費貸借契約証書を新たに締結し、借換えを行うことで、実質的に償還期日を延長している。

課題③：**貸付契約手続きの度に諸費用が発生している。**

課題④：代理店からは、借換時における業務負担の軽減といった**代理店業務の見直し**が要望されている。



# 小規模企業共済契約者貸付のオンライン化と手続きの変更

## 【課題解決に向けた手続きの見直し】

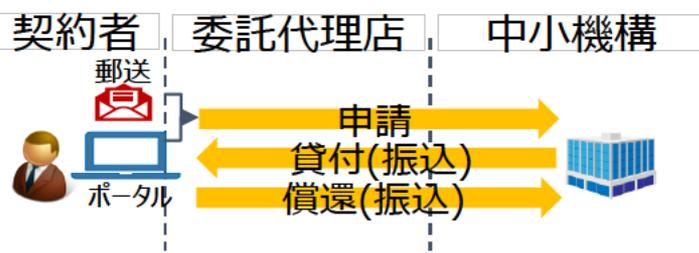
### 見直しポイント①：代理貸付⇒直接貸付

- ・オンライン手続きでは、機構が直接申請を受付し、貸付を行うこととなるため、直接貸付への変更が必要。
- ・オンライン手続きチャネルの開設により、
  - ①非対面手続きが可能となり、手続きの度に窓口まで出向く手間を削減される。
  - ②契約締結時のコストが低減される。
  - ③融資実行が迅速化される。
- ・オンライン手続きが利用できない方には、郵送受付を用意する。  
窓口手続きに比べ手続きに多少時間を要するものの、機構が直接申請を受付するため、近隣に代理店のない契約者の負担を大幅に軽減される。

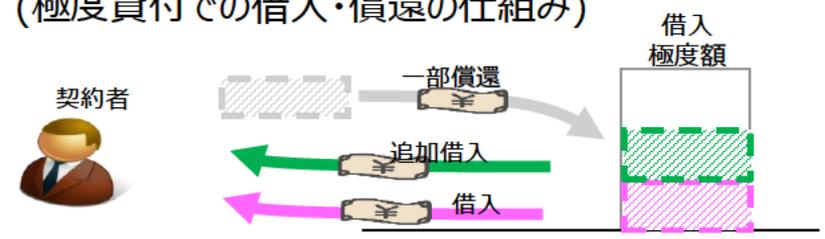
### 見直しポイント②：証書貸付方式⇒極度貸付・利息繰入方式（期日自動延長）

- ・借換えの度に金銭消費貸借契約証書を新たに締結する証書貸付方式を、極度額内で自由に借入
- ・返済ができる極度貸付方式に変更。手続きの簡便化を図るとともに、「自由な借入・償還」が実現される。
- ・償還期日を経過した時点で利息を元金に繰入れ償還期日を1年自動延長する自動延長方式を採用する。  
※極度貸付・利息繰入方式への変更により、極度額の超過時に法定弁済を行うものとする。よって、小規模企業共済共済法施行規則第18条の2の法定弁済の時期について改正が必要。
- ・これらの見直しにより借換手続きにおける契約者の手続きコストと代理店の業務負担の軽減を同時に図る。

新業務開始後



### （極度貸付での借入・償還の仕組み）



# オンライン化に伴う主な変更点の比較

## 【主な変更点】

項目	現行	オンライン化後
管理方法	代理店を通じた管理 (代理貸付)	中小機構による直接管理 (直接貸付)
貸付形態	証書貸付	極度貸付
貸付期間	貸付種類や貸付金額に応じて 6カ月、12カ月、24カ月、36カ月、60カ月	一律1年(自動延長) 償還は随時可能 償還がない場合、元金に利息繰入れを行い、1年自動延長
延滞利子	年14.6% 最大で、償還期日の翌日から法定弁済日の前日まで(12カ月) 発生	廃止 延滞した場合、利息繰入れされ貸付期間が自動延長となる 利息繰入れにより元金が極度額を超過した場合はその時点で法定 弁済となるため、いずれの場合も延滞利子は発生しない

※オンライン化後の新融資制度が適用されるのは切替予定時期以降、新たに契約を締結したものに限る。